

# 令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金交付要綱

令和5年4月1日  
4生都管第1315号

## (通 則)

第1条 令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目 的)

第2条 この要綱は、東京都における多文化共生社会の実現や地域の共助社会づくりを推進する事業を実施する公益財団法人東京都つながり創生財団（以下「財団」という。）に対し、その管理運営に要する経費の補助を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、財団が行う次に掲げる事業とする。ただし、東京都から財団に対し、別に補助金又は負担金を交付する事業は除くものとする。

- (1) 多文化共生社会づくりに関する事業
- (2) 共助社会づくりに関する事業
- (3) その他財団の目的を達成するために必要な事業

2 この補助金の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とし、予算に定める額の範囲内において交付する。

## (補助金の交付の申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 令和5年度補助金予算執行計画書
- (2) 令和5年度事業計画書及び収支予算書
- (3) 定款
- (4) 印鑑証明書

ただし、交付申請書（別記様式第1）の提出は、補助金申請システム（以下「Jグランツ」という。）による申請も可能とする。この場合、（4）印鑑証明書の添付は省略することができる。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定に基づき提出された補助金交付申請書及び関係書類の内容を審査し、適當と認める場合は、補助金の交付を決定し、財団に通知する。

2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

(申請の撤回)

第6条 財団は、前条の規定に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議がある場合は、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(補助金の支払)

第7条 補助金の支払は、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第83条第1項第4号により概算払とし、四半期ごとに財団からの請求に基づいて分割払とする。

2 財団は、前項の規定に基づき補助金の支払を受けようとする場合は、補助金交付請求書（別記様式第2）を知事に提出しなければならない。ただし、交付請求書（別記様式第2）の提出は、Jグランツによる請求も可能とする。

(計画変更等の承認)

第8条 財団は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、（1）及び（2）に掲げる事項のうち、軽微な変更については、報告をもつてこれに代えることができる。ただし、変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3）の提出は、Jグランツによる申請も可能とする。

- （1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合
- （2）補助対象経費の内容を変更しようとする場合
- （3）補助対象経費に係る業務（以下「補助業務」という。）を中止し、又は廃止しようとする場合

(事故の報告)

第9条 財団は、補助業務が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助業務の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、その他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 財団は、補助事業の遂行状況に関し、四半期ごとにその期の最終月の翌月20日までに状況報告書（別記様式第4）を知事に提出しなければならない。

ただし、状況報告書（別記様式第4）の提出は、Jグランツによる報告も可能とする。

(実績報告)

第11条 財団は、補助業務が完了したとき（補助業務の廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記様式第5）を知事に提出しなければならない。ただし、実績報告書（別記様式第5）の提出は、Jグランツによる報告も可能とする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。

(是正のための措置)

第13条 知事は、前条に規定する調査等の結果、補助業務の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、財団に対し、これらに適合させるための措置を取ることを命ずる。

(精算書の提出)

第14条 財団は、第12条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに補助金精算書（別記様式第6）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金精算書（別記様式第6）の提出は、Jグランツによる提出も可能とする。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、財団が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) この交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反した場合

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### (補助金の返還)

- 第16条 知事は、前条の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助業務の当該取消しに係る部分に関し、既に財団に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第12条の規定により財団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

#### (違約加算金及び延滞金)

- 第17条 財団は、第15条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 補助金の返還を命じられた財団が、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### (違約金加算金の計算)

- 第18条 財団が補助金を2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、財団の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

- 第19条 第17条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第20条 財団が補助業務により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助業務の経理)

第21条 財団は、補助業務の経理について補助業務以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費

区分	経 費	
管理費	人件費	職員の給与手当及び法定福利費
	管理運営費	人件費以外の経費で財団の管理運営に要する経費

別記

様式第1（第4条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金交付申請書

のことについて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 令和5年度管理費補助金予算執行計画書
- (2) 令和5年度実施計画書及び収支予算書
- (3) 定款
- (4) 印鑑証明書

様式第2（第7条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金交付請求書

年月日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の第 四半期分概算払について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内訳 別紙のとおり

様式第3（第8条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

変更（中止・廃止）承認申請書

年月日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金に係る業務を変更（中止・廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

変更の内容及びその理由

（中止の期間（廃止の時期）及びその理由）

様式第4（第10条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

状況報告書（第四半期分）

年月日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金に係る事業の遂行状況（第 四半期）について、別紙のとおり報告します。

様式第5（第11条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

### 実績報告書

年月日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金に係る業務実績について、別紙のとおり報告します。

様式第6（第14条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団管理費補助金精算書

年月日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金について、  
下記のとおり精算します。

記

1 交付決定額 金 円

2 精算額

区分	金額
概算受領額	円
確定額	円
返還額	円

# 令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金交付要綱

令和5年4月1日  
4生都管第1311号

## (通 則)

第1条 令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目 的)

第2条 この要綱は、東京都における多文化共生社会の実現や地域の共助社会づくりを推進する事業を実施する公益財団法人東京都つながり創生財団（以下「財団」という。）に対し、その事業運営に要する経費の補助を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、財団が行う次に掲げる事業とする。ただし、東京都から財団に対し、別に補助金又は負担金を交付する事業は除くものとする。

- (1) 多文化共生社会づくりに関する事業
- (2) 共助社会づくりに関する事業
- (3) その他財団の目的を達成するために必要な事業

2 この補助金の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とし、予算に定める額の範囲内において交付する。

## (補助金の交付の申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 令和5年度補助金予算執行計画書
- (2) 令和5年度事業計画書及び収支予算書
- (3) 定款
- (4) 印鑑証明書

ただし、交付申請書（別記様式第1）の提出は、補助金申請システム（以下「Jグランツ」という。）による申請も可能とする。この場合、（4）印鑑証明書の添付は省略することができる。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定に基づき提出された補助金交付申請書及び関係書類の内容を審査し、適當と認める場合は、補助金の交付を決定し、財団に通知する。

2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

(申請の撤回)

第6条 財団は、前条の規定に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議がある場合は、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(補助金の支払)

第7条 補助金の支払は、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第83条第1項第4号により概算払とし、四半期ごとに財団からの請求に基づいて分割払とする。

2 財団は、前項の規定に基づき補助金の支払を受けようとする場合は、補助金交付請求書（別記様式第2）を知事に提出しなければならない。ただし、交付請求書（別記様式第2）の提出は、Jグランツによる請求も可能とする。

(計画変更等の承認)

第8条 財団は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、（1）及び（2）に掲げる事項のうち、軽微な変更については、報告をもつてこれに代えることができる。ただし、変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3）の提出は、Jグランツによる申請も可能とする。

- （1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合
- （2）補助対象経費の内容を変更しようとする場合
- （3）補助対象経費に係る業務（以下「補助業務」という。）を中止し、又は廃止しようとする場合

(事故の報告)

第9条 財団は、補助業務が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助業務の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、その他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 財団は、補助事業の遂行状況に関し、四半期ごとにその期の最終月の翌月20日までに状況報告書（別記様式第4）を知事に提出しなければならない。

ただし、状況報告書（別記様式第4）の提出は、Jグランツによる報告も可能とする。

(実績報告)

第11条 財団は、補助業務が完了したとき（補助業務の廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記様式第5）を知事に提出しなければならない。ただし、実績報告書（別記様式第5）の提出は、Jグランツによる報告も可能とする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。

(是正のための措置)

第13条 知事は、前条に規定する調査等の結果、補助業務の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、財団に対し、これらに適合させるための措置を取ることを命ずる。

(精算書の提出)

第14条 財団は、第12条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに補助金精算書（別記様式第6）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金精算書（別記様式第6）の提出は、Jグランツによる提出も可能とする。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、財団が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) この交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反した場合

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### (補助金の返還)

- 第16条 知事は、前条の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助業務の当該取消しに係る部分に関し、既に財団に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第12条の規定により財団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

#### (違約加算金及び延滞金)

- 第17条 財団は、第15条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 補助金の返還を命じられた財団が、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### (違約金加算金の計算)

- 第18条 財団が補助金を2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、財団の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

- 第19条 第17条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### (財産処分の制限)

- 第20条 財団が補助業務により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金交

付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとす  
るときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助業務の経理)

第21条 財団は、補助業務の経理について補助業務以外の経理と明確に区分し、そ  
の収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収  
支に関する証拠書類を補助業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存  
しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費

区分	経 費	
事業費	外国人相談事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都多言語相談ナビの運営に関する経費</li> <li>・相談支援システムの構築に関する経費</li> <li>・専門家相談に関する経費</li> <li>・事例共有会・相談員研修等に関する経費</li> </ul>
	外国人向け情報提供事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生ポータルサイトの運営に関する経費</li> <li>・外国人向け情報の収集・発信に関する経費</li> </ul>
	地域日本語教育推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトの運用に関する経費・その他地域日本語教育推進に要する経費</li> </ul>
	「やさしい日本語」活用促進事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会等に関する経費</li> <li>・やさしい日本語に関する情報発信等にかかる経費</li> <li>・やさしい日本語に関する人材育成にかかる経費</li> </ul>
	多文化共生ネットワーク構築費	国際交流・国際協力等促進のための連絡調整及び普及啓発に関する経費
	多文化共生に資する人材育成事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生コーディネーター研修に関する経費</li> <li>・次世代への人材育成に関する経費</li> </ul>
	災害時外国人支援ネットワーク化事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時外国人支援体制の整備に関する経費</li> <li>・災害時の情報発信環境の整備に関する経費</li> </ul>
	ウクライナ避難民支援事業費	ウクライナ避難民に対する支援事業に関する経費
	日本語を母語としない子供への支援事業費	キッズコーディネーターの活動支援体制の構築に関する経費
	事業費人件費	多文化共生社会づくりに関する事業の実施に係る職員の人件費等
共助社会づくりに関する事業	ボランティアレガシーネットワーク運営費	ボランティアレガシーネットワークの運営に関する経費
	地域コミュニティ活性化事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ活性化事業のパイロット事業に関する経費</li> <li>・プロボノ事業に関する経費</li> <li>・地域コミュニティポータルサイトの運営に関する経費</li> </ul>
	事業費人件費	共助社会づくりに関する事業の実施に係る職員の人件費等
	その他事業運営費	その他財団の目的を達成するために必要な事業の運営に要する経費

別記

様式第1（第4条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金交付申請書

のことについて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 令和5年度事業費補助金予算執行計画書
- (2) 令和5年度実施計画書及び収支予算書
- (3) 定款
- (4) 印鑑証明書

様式第2（第7条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

令和5年度公益財団法人 東京都つながり創生財団事業費補助金交付請求書

年月日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の第 四半期分概算払について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内訳 別紙のとおり

様式第3（第8条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

変更（中止・廃止）承認申請書

年月日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金に係る業務を変更（中止・廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

変更の内容及びその理由

（中止の期間（廃止の時期）及びその理由）

様式第4（第10条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

状況報告書（第四半期分）

年月日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金に係る事業の遂行状況（第 四半期）について、別紙のとおり報告します。

様式第5（第11条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

実績報告書

年月日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和5年度公益財団法人 東京都つながり創生財団事業費補助金に係る業務実績について、別紙のとおり報告します。

様式第6（第14条関係）

番号  
年月日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

令和5年度公益財団法人東京都つながり創生財団事業費補助金精算書

年月日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金について、  
下記のとおり精算します。

記

1 交付決定額 金 円

2 精算額

区分	金額
概算受領額	円
確定額	円
返還額	円